

小値賀町議会第四回定例会  
(第二日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長	担い手公社事務局長
山田	中村	筒井	大黒	谷良	西村	中川	吉元	蛭子	升水	尾野	尾崎	大田	松本
憲道	敏章	英敏	泰三	良一	久之	一也	勝信	晴市	裕司	英昭	孝三	一夫	充司

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第四回定例会

平成二十一年十二月十七日（木曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（土川重佳議員・小辻隆治郎議員）
- 第二 議案第五六号 小値賀町保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 第三 議案第五七号 小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案
- 第四 議案第五八号 小値賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
- 第五 議案第五九号 小値賀町畜犬取締条例の一部を改正する条例案
- 第六 議案第六〇号 小値賀町景観条例案
- 第七 議案第六一号 公有水面埋立免許出願について（小値賀漁港）
- 第八 議案第六二号 平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、三番・土川重佳議員、四番・小辻隆治郎議員を指名します。

日程第二、議案第五六号、小値賀町保育所設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第五六号、小値賀町保育所設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

前方保育所については、昭和四十三年四月に定員六十名で開設され、要保育園児数の減少に伴い、昭和五十二年に定員を四十五名に、更に昭和五十六年に三十名に変更しております。その後、昭和六十二年には笛吹保育所に園児をまとめ、前方保育所を休止しております。

建物は、現在倉庫として利用されていますが、今後、他の目的への利用も視野に入れて行政財産から普通財産へ移行するものであります。

改正箇所は、第二条の表から前方保育所を削除するものです。

参考までに、条文の『新旧対照表』を添付しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

**九番（松永勇治）** 各施設が今のような状況の中で普通財産に変えられております。他にもありますけれども…。

今、説明の中で、普通財産として活用を考えるところということですが、具体的に何をしようという活用はまだ考えておられませんか？

**議長（横山弘藏）** 住民課長

**住民課長（中川一也）** お答えいたします。

実を申しますと、認知症のグループホームを小値賀町で開設したいという申し出があつておりまして、前方保育所も一応その施設として利用できないかという検討の対象となっております。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五六号、小値賀町保育所設置条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第五六号、小値賀町保育所設置条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第三、議案第五七号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

**住民課長（中川一也）** 議案第五七号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

本条例は、昨年、節目の年齢に支給するよう改正をしたところでございますが、百歳に到達した方に対しての基準日と支給方法を見直すものでございます。百歳については、年度内に百歳の誕生日を迎えられる方すべてに誕生日に支給できるようにするものでございます。

従来も、百歳の誕生日に祝金を持って町長がお祝いに出向いていましたので、今後もそういう形でお祝いをしたいと考えています。

改正箇所は、第二条の支給要件で、百歳の者について一項追加するものです。

参考までに、条文の『新旧対照表』を添付しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小 辻 議 員

**四番（小辻隆治郎）** 少し理解不足かも知れませんが、百歳になる人が「その年度内に到達すれば」ということで、「百歳」と認定されるわけですね。

ということは、まだ満百歳にならない前に、例えば今日は十二月十七日ですか、十七日、お亡くなりになった場合ですよ、その年度内に百歳になったときには百歳のお祝いをするということですね？

**議長（横山弘藏）** 住民課長

**住民課長（中川一也）** お答えいたします。

本来、敬老祝金の基準日が九月一日現在になっておりまして、「九月一日現在、百歳の者」と従前はなっております。ところが、八月二十五日にお亡くなりになると、九月一日、百歳を迎えられたのに何もお祝いというものが無いと…。

今まではですね、敬老祝金の条例とは別にですね、百歳の誕生日には賞状を持ってご自宅、或いは施設の方へ町長が出向いてそこでお祝いをなさっております。そういった形を今後も続けるために、敬老祝金条例の中で明確にその形を表現しようということ、条例の改正を考えたわけでございます。

百歳というのはなかなか簡単には到達できない年齢でございまして、せつかく百歳に到達したのにその基準日まで生きておられなければ、なかなかお祝いの祝金が届かないということでございますので、例えば、本年度について言いますと、三月に百歳の誕生日を迎えられる予定の方が二名いらっしゃいますので、三月の時点でお渡ししたいと。従来の条例であれば、来年の九月の敬老会までお渡しすることができないわけですね。

そういうことがございますので、その年度内に百歳に生存して到達された場合に、そこでお渡しをするというふうな意味で条例改正をさせていただいております。

**議長（横山弘藏）**

ほかに質疑はありませんか。

立石議員

**八番（立石隆教）**

私もちよつと理解がしにくいんですけれども…。

基準が九月の一日ですから、さつきおつしやつてた八月何日に百歳に到達すれば該当することになるんじゃないですか？私、ちよつと理解の仕方がまずいかも知れません。

もう一回、説明してください。

**議長（横山弘藏）**

住民課長

**住民課長（中川一也）**

お答えいたします。

先ほどの八月の話ですけども、八月十日が誕生日で百歳になったと。ところが、八月二十日にお亡くなりになったと。すると、従来の条例では敬老祝金は当然差し上げるわけにはいかないわけです。

ところが、今回の条例改正では、ここに『規則』が付いておりませんが、誕生日を向えたそのときに基本的にお渡しするような形に規則の方で支給日しておりますので、百歳到達と同時に生存していらっしゃれば、そのときにお渡しするとうふう形に変えたいということでございます。



議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 解りました。

であれば、逆にですよ、九月一日以降に、基準日以降に、誕生日を向えて、つまり八月二十日ぐらいに亡くなった方よりも、例えば、来年の三月までが年度内ですからね、そこで来年の三月までの人についてはですよ、誕生日が来なかったから、ほとんど年度内だから、私はこれを読んでですね、年度内だから来年の三月までに百歳になるんだったら、それもちゃんと救っちゃおうという考えかと思っただんですが、そうではないということですね…。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

年度内に誕生日を迎える方を、例えば、前倒しでお祝いをするという考えではなくて、あくまでも百歳に到達した日、誕生日にお渡しをするという考えですので、三月に誕生日を迎えられる方が、三月までもし生存していらっしやなければ、お渡しすることは出来ないということでございます。

満百歳に達してなければ、お渡しすることができないという解釈でございます。

議長（横山弘藏） 松永 議員

九番（松永勇治） うちの関係もありますので、ちょっと聞きにくいんですけども…。

私の解釈ではですね、二十一年度は二十二年の三月三十一日までであるわけですよ。そうした場合に、今、課長の話では三月三十一日まで生きとらなかったら、誕生日が来とらなかったら、やれないということですね。

私の解釈では、来年の三月三十一日までに百歳になればですね、その時点で、九十九歳六ヶ月でも十ヶ月であっても、来年三月三十一日までの期間があるわけですから、百歳に到達したような感じになりますね。

ですから、その時期にやるんだという、私は解釈をとるんですけども…。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

それはですね、「百歳に到達する者に」ということですから、亡くなっていれば到達しないという解釈でございます。  
議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

議長（横山弘藏） 再開します。

—	休憩	午前	九時	四十二分	—
—	再開	午前	九時	五十分	—

住民課長

住民課長（中川一也） 「年度内」という表現が非常に曖昧な感じを受けますけれども、予算の都合上、年度内という格好でこういう文言を入れさせていただいて、支給日については規則の方で、誕生日のときに支給するように謳っておりますので、その辺のご理解をいただきたいと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五七号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五七号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第五八号、小値賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

**住民課長（中川一也）** 議案第五八号、小値賀町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

西目最終処分場に粗大不燃物を事業者が搬入する場合の手数料について見直しを行うもので、建設事業者とその他の事業者については、月額徴収していた基本料金を廃止するものでございます。

業種ごとに搬入するゴミの量が異なるのに同じ基本料金であることや、家電リサイクル・自動車リサイクル等の法律改正もあり以前と変わってきたこと、また従量制で別途徴収する部分と基本料で見ると判断が難しいこと、公共工事の削減で建設業者等の負担が大ききことなどが主な理由です。

改正箇所は、別表の一般廃棄物処理手数料の該当部分の削除でございます。

参考までに、条文の『新旧対照表』を添付しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五八号、小値賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。  
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第五八号、小値賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第五、議案第五九号、小値賀町畜犬取締条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

住 民 課 長

**住民課長(中川一也)** 議案第五九号、小値賀町畜犬取締条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

現代社会においては、動物愛護が大きな比重を占め、有害鳥獣等への対応をするときにいろいろな配慮が必要になっております。

本条例は、昭和四十三年に制定され、その文言について現在の社会情勢を考慮する必要があることから改正をするものであります。

その内容は、第三条第一項三号の文章表現で、「捨てる」や「不用犬箱」という言葉が適切でないため、改めるものでございます。

参考までに、条文の『新旧対照表』を添付しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長(横山弘藏)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松 永 議 員

九番（松永勇治） 今、説明では、「飼い犬を捨てるときは、不用犬箱に入れる。」というのが、あまりよろしい言葉でないので、「町長の指示に従う。」というのに変えたということでごさいますけれども、どのような指示か、具体的な例を挙げて説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

こういう表現の方がその対応がとりやすいということですが、基本的には、もしそういった犬を飼えなくなったという状況が発生した場合には、第一弾としては、誰か犬を飼いたい人がいないかということをし少し町民に呼びかけたりします。

そうでない場合や、あまり人が飼いたいような犬でない場合は、上五島保健所の方で飼えなくなった犬に対する対応を執るようになっておりますので、保健所と連携をとってその犬を適切な処置をするという形になるかと思えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 例えば、新しく犬を飼いたい人が出てきたとき、そのときはそのときでまた別に、例えば犬を捨てねらんような状態になったときの間隔ですね、その期間があったときにはどのような対応をするんですかね？

ちよつと役場が預かって、例えば、新しい飼い主が出てくるまでの期間の対応はどのように考えてますか？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

町が「誰か飼わないか。」というような犬というのは、基本的には『血統書』に近いような、割りと純潔の犬で、どうも勿体無いなあというようなときに、周りの方とか、犬が好きで犬がほしいというような情報を把握しながら、広くあんまり町民に呼びかけるといようなことは今やってないんですけども、対応しているという状況で、その場合には、職員が自分のところにある餌を持ってきたりしながら、しばらく役場の後ろで飼ったりするという対応を今まではやっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 今の住民課長の返答は少くし何か違和感を感じます。

一応、提案理由が「動物愛護」というような立場で、あまねく犬も平等ですから、『血統書』とか何とかという犬は置く

けども、そうでない犬はどうするのかという話になります。(笑い声あり)

ですから、どうも今の表現は少し解せないというふうな気持ちがありますけども…。

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(中川一也) 誠に申し訳ありません。きちんと対応したいと思います。

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五九号、小値賀町畜犬取締条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五九号、小値賀町畜犬取締条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第六〇号、小値賀町景観条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(升水裕司) 議案第六〇号、小値賀町景観条例案について提案理由のご説明をいたします。

先日、報告第六号において『小値賀町景観計画について』をご説明いたしました。この景観計画の基本的な考え方に基  
づき、今後の取り組みとして景観形成の目標やルールを明らかにし、計画性と持続性をもって総合的に景観形成を進めて行  
くために本条例案を提案するものでございます。

それでは、条例案の内容をご説明いたします。

第一条は、本条例の趣旨を定めた規定でございます。

第二条は、小値賀特有の優れた景観を守り・育んで行くための基本理念を定めております。

第三条は、用語の定義を定めたものです。

第四条・第五条・第六条は、良好な景観形成のための町の責務、町民の責務、事業者の責務を規定しております。

第七条は、町の全域を景観計画区域とし、景観計画を適用させるもので、特に良好な景観施策が必要な区域を重点景観計  
画区域とし、それ以外の区域を一般景観計画区域と定め、それぞれの区域において良好な景観の形成に関し、必要な事項を  
定める事が出来る旨を規定しております。

第八条は、景観計画区域内において、景観法第十六条第一項、第一号、第二号に係る建築物、工作物の新築、増築、改築  
若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替え、又は色彩の変更行為及び同法第四号に係る景観行政団  
体が定める行為を行う者は、景観計画に適合させるよう努める規定でございます。

第九条は、景観法第十六条第一項第四号に規定されている良好な景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為として、景観  
行政団体が条例で定める行為を掲げたものです。

第十条は、景観行政団体が条例で定める届出の必要がないものを掲げたものです。

第十一条は、特定届出対象行為を規定したもので、法第十六条第一項第一号から第二号に掲げている建築物と工作物に関  
する行為といたしております。

第十二条は、勧告、命令に係る手続きを規定したもので、その必要があると認める場合は、景観審議会の意見を聴くこと  
が出来る旨を規定しております。

第十三条は、届出に係る行為が景観計画に定められた制限に適合しない場合の勧告に従わなかった者は、意見陳述の機会  
を与えた上で、審議会の意見を聴き、勧告に従わなかった旨の公表が出来る規定でございます。

第十四条は、景観重要建造物の指定及び解除の手続きを規定したものです。

第十五条は、景観重要樹木の指定及び解除の手続きを規定したものです。

第十六条は、公共施設等の管理者、設置者は景観に配慮した整備、管理及び活用に努め、景観形成の先導的な役割を果たす旨を規定したものです。

第十七条は、景観形成上、重要となる公共施設について、整備に関する事項を景観計画に定める旨を規定するものです。

第十八条・十九条・二十条は、景観審議会の設置と委員の構成、任期を定めたものです。

第二十一条は、条例の施行に関し、必要な事項を規則に委任するものです。

附則として、条例の施行を、平成二十二年四月一日といたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

**九番（松永勇治）** 本条例案は、第九条『法に基づき景観行政団体が定める届出対象行為』、第十条『届出の適用除外行為』、第十一条『特定届出対象行為』、以上の行為に対し、建築物又は工作物の形態、意匠が制限に適合しないものについて設計の変更、その他の必要な措置をとることを勧告、命令等に係る手続き規定で、第十二条の規定が主要条文であると思えます。

第十三条『勧告に従わなかった旨の公表』以下、第十四条・第十五条に審議会の意見を求める規定があります。

第十八条に、「町長の附属機関として、審議会を設置し」、「第十九条に「審議会は、委員八人以内をもって組織する。」と。「委員は識見を有する者、町民及び関係行政機関の職員その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱する。」とありますけれども、どのような方で組織されるのかについてと、また、景観条例に基づく景観づくりは、このような立派な条例が制定されましても、住民の意識の向上、そして理解、事業者の協力が必要でございまして、本条例の施行日が二十二年四月からで周知期間が短く、どのような方法で住民に周知をする考えを持っておられるのか、以上二点について伺いをいたします。



議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

審議会の構成委員といたしまして、識見を有する者二名という形で、合計で八名予定しておりますけれども、二名程度です。識見を有する者ということで、専門の建築設計者、それから景観に精通されている町内の誰かですね、それと、各地区の会長さんの代表者、それと、役場庁舎内の職員の中で関係あるところの職員、そういう委員さんを予定しております。

それと、周知期間が短くて協力体制をどうするかというご質問だったと思うんですけども、通常大体三ヶ月、どこのつて言うか、景観条例を施行して周知までにおおよそ大体三ヶ月程度とられていると思うんですけども、昨日もちょっとお話ししましたけれども、小値賀の場合、各地区の説明会でもあまり参加者が少なかったということで、地区を回って更に説明をしていくつもりであります。

それと、職人組合、それとか事業者、そういう建設に関する方々に一応集まっていたらいい、説明会を開きたいと思っております。それとまた、『おちか新聞』等の館報で、そういう届出のやり方とかですね、そういうことを広報で回したいと思っております。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 第十条ですが、一項の四号ですね、この中でですね、「屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積でその期間が九十日以下、かつ、その面積が三百平方メートル未満又は高さが一・五メートル以下のものは除外することですが、これ以上の分は適用になるということでしょうか…。

まずですね、一番引っかけたところはですね、この廃棄物、再生資源というところに引っかけかかっていますが、まあ土石は別として、特に廃棄物ですね、コンクリート塊とか、アスファルト塊等々がですね、まあ土石も幾らか引っかけかかると思うんですが、この一・五メートル以下っていうのは、産業廃棄物の法律の中ではですね、借り置場として規定があるわけですね、廃棄物法ですね…。で、またそれにこの条例で、法律とは別ですけど、また条例が出来ればそれがかかってくるということですね、非常に縛りが多いと…。

で、また農業委員会の方もですね、農地はもう絶対転用は出来ません。で、置き場所がですね、こういうふうの規定するんですね、一・五メートル以下つちなれば、相当な面積が要ります。極端にコンクリート塊とかですね、木材も該当します

んで。だから、アスファルト塊も一緒ですが…。そしたら結局、農地には絶対置けない、自分の畑にも置けないってことになればですね、非常にこれ困ると思うんですよね。だから、廃棄物法でまた縛られ、この景観条例で縛られるとなればですね、そこら辺は住民課の方もそういうふうな当然縛りが入ってくると思うんですがね。

そこら辺はどういう考えをしておられますか？

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（升水裕司）** この景観法によるこの景観条例というのが、例えば、景観を守るための自然公園法とかありますけれども、そういうのにも上乗せできる、ちよつと強い法になっております。上乗せができるというふうになっております。

ですので、景観法にはこの堆積物の一・五メートルというのは、景観法では載っております。これは各自治体が決める高さでありますので、一・五メートルということを決めた経緯はですね、一応、人の目線の高さということで、「一・五メートル以上のものは届出をして下さい。」ということなんです。「絶対するな。」ということではなくて、「出来るだけ一・五メートルに止めて下さい。」ということ、届出の対象の基準になります。あとは届けてもらってですね、例えば、周囲の外柵をするとか、そういうことでのしりばればそれは協議によって決めることですから、一応届出が必要だという基準でございます。その再生資源の方の法律が、高さが何メートルというのを私がちよつと確認してないんですけれども、そういうことで、他に修景の方法を考える余地はあるんじゃないかなあというふうに考えております。

**議長（横山弘藏）** 加山議員

**二番（加山雅徳）** 大体内容については解りましたけど、要はですね、こういうふうな縛りかけてですね、違法な、違法というよりも、なかなか土地が少ない、置けるようなこういう廃棄物とか再生資源とかですね、そこに引つかかるわけですね、どうしても…。で、農業委員会の方も特に厳しいです。そこら辺の農地についてはですね。だから、そうなった場合の、あの程度の、行政側としてでも対応をしようとしていたただかんと、もう届出は出しました。しかし、「いや、それは駄目ですよ。」と言われた場合ですね、どうにも今度ならんような状況が出てくるんじゃないかなあと思うんですよね。

だから、九十日以上なった場合には、もう当然指導なり勧告なり出てくるでしょう、まあ指導はないでしょうけど、勧告が出てくるでしょうが、仮にこの条例が可決された場合に、絶対駄目だということはないでしょうけど、どこにも置き先がないってなった場合にですね、そういう場合が私は出てくると思うんですよね。

例えば、今の漁港の破碎したやつでも耐震で護岸をやっておりますがね、それもかなりの数量なんですよね。ただ、この条例がもし可決されれば、「島外に持って行きなさい。」っていう話も出かねんと思うってすよね。今の現状で行けば…。だから、そこは何かこの条例の中でですね、幾らか逃げ道、逃げ道って言うたらおかしかですけど、何かの対処方法を考えていただかんとなかなか私は難しくなると思いますが、如何ですか？

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この景観条例のこのルールとですね、やはり人が島の中で生活していく上での必要なものと両方がありまして、その接点をどこに持つていくかということになってくると思うんですね、まずは町民の皆さんも事業者の方々も一応努力してもらって、景観形成に協力してもらっていくという基本的な方向性があるんですね、そういう中で、やはり仕事量ですね、再生資源をする業者さんが一社しかないということ、一時的にそういうふうな漁港工事辺りですね、再生資源のコンクリート塊何かが大量に出た場合の対処方法としては、なかなか難しいかと思うんですね、やはり業者さんの方も土地の確保にちよつと努力していただいたり、そういう努力が見えればですね、景観に配慮していただきながら、協議をしながら、その逃げ道と言うか、いい対処方法を考えていければというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） はい、解りました。

でですね、もう一点、気になるのがですね。その廃棄物業者は二社おります。今、「二社」って答弁されましたけど…、二社おります。でですね、この再生した資源ですね、再生した資源っていうのは仮にコンクリート塊とかアスファルト塊を破碎した後のですね、やつがこの二社とも山のごとあるわけですね。というのが、ご承知のとおり、公共工事が少なくなつたということ、どんどんどんどん溜まっていく一方なんです、山のごと…。その問題もあるわけですよ。仮に今後、古民家等の改修もしていけばですね、廃木材も出ます、当然…。それも西目の処理場に仮置きするわけでしょうけど、いろんなそういう問題も出ますんですね、何かこの四号については、私はもう少し緩やかにした方がですね、いいんじゃないかなあと思うんですが、如何ですかね？

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休憩 —  
— 再開 —  
午前 十時 二十分 —  
午前 十時 二十二分 —

建設課長

議長（横山弘藏） 再開します。  
建設課長（升水裕司） お答えいたします。

一応、この景観計画と景観条例というのを世界遺産の暫定リストに向けて救急にですね、作った景観計画・条例であります。それで、一応これもですね、運用をしながら見直すところは段階的に見直さんばいかんやろうというふうに思っております。

そういうことで、一先ずはこれでスタートしていただいて、運用の面で非常に都合が悪い面が出てきたりとか、もうちょっと強くした方がいいんじゃないかとか、いろいろ出てくると思いますので、その都度、今後検討していきたいと思っております。出来るだけ再生資材辺りの山積み状態のものは、一応外壁と言うか、囲いをしたりとかして、出来るだけ景観に配慮していただければというふうに思っております。

それで、景観審議会の中でも、そういう特殊な事例とかがついている話をして、今後いろいろ検討していきたいと思っております。で、よろしくお願いいたします。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

宮崎議員

一番（宮崎良保） 第九条のですね、空き家のことでちよつと…。

昨日も聞いたんですけども、空き家が発生した場合にはですね、規則によって届出をしないということになっております。規則に届けるつちゆうことは、様式の第二で届けるようになっておりますけども、ここに「町内の在住の管理者の有無」、或いは「連絡者の有無」というのを書いております。で、この管理者の役割を見ますと、修繕とか防災・災害上の処置、定期点検、或いは地目に関しては、下刈りや病虫害の駆除という項目が法律の中にあります。こういう条項をすればですね、誰も管理者になる者がいないのじゃないかという危惧がされるんですね。

で、昨日、お伺いしたときにはその管理者がなければ、解体とか何とかも考えられるよつちゆうことだったんですけども、解体すると、この目的のですね、第一条の目的に「良好な景観の次世代への継承」ということに相反するんじゃないかなろうかと思うんですけども、この管理者の取り扱いをちよつと、もう一度説明していただければと思います。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

議員さんが少し誤解されてるところがあるかと思うんですけども、この「景観区域内の空き家の届出」ということで、この空き家の管理者と、この景観法で挙がっている管理行為、この景観法に載っているのは、重要建造物と重要樹木の指定ときの、その管理の内容です。これは別個のもですね。

ですから、この条例で挙がっている「空き家の管理」というのは、それぞれその空き家の持ち主と親戚の誰かが管理をされる人が出てくるかも知れませんが、その空き家の場合の管理者は家主さんとの関わりということで、この下草を刈らなければならぬとかという、そういう規定はありません。

ですから、一応この空き家の管理というのが、この前の地区説明会の折にもですね、景観で非常に支障がきているのが空き家が目立っているということで、その空き家の周りの草とか、なかなか空き家の管理者が決められてなくてですね、管理者が不在で放置の状態であるということで、管理者名を届出をさせたらどうかということかがありました。

ですけれども、管理者が届出をしたら、どこまで管理するかというのがあるんですけども、そこには家主さんからの財政的なお金のやり取りがちゃんとしてあればですね、ちゃんと管理ができますけれども、お金の面で何もそういうお金がないのに、「管理せよ。管理せよ。」と言われても、なかなか管理者になる人がいなくなるということ、一応「もし管理者があれば、名前を出して下さい。」、そして小値賀の町内で連絡がとれる場所があれば、その連絡者ですね、例えば、家を置いて町外に出られた方の出先の方に連絡を町が取るときに、連絡場所を分かる人、親戚か誰かの、そういう人たちを届出をして下さいということです。ですから、その管理の内容を規定しているわけじゃないんです。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 第十四条と第十五条のところでお伺いをしておきたいと思えます。

この第十四条と第十五条については、所謂、「指定と解除」についてを述べたものであります。景観計画の中で、指定のところと述べた部分がありますが、その中に管理協定の締結等の問題が出ております。これについては手続き上、景観重要建造物も景観重要樹木の指定も、指定の手続きは淡々として行われると思えますが、そのときに、管理協定というのを結ぶということが想定されるわけですが、それについての条文はありません。従いまして、それについてはどのように考えてい

るのか。

それから、もう一点です。管理協定を結ぶときには、先ほどの説明でも出てたように、規制がかなりかかる場合があります。そのときに、例えば、樹木等については生い茂った場合は枝を払ってくれとか、払わないでくれとか、そういうふうな問題のときに、じゃあ作業賃はどうするのかという問題が出てくる。となると、財政的な問題がそこに關ってきます。

そういう場合においてはどのように考えているのか。で、今すぐではないので、その後、これから考えて行きますということであれば、どのようにやろうと考えているのかということについてお伺いします。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（升水裕司）** お答えいたします。

この管理協定、景観重要樹木と景観重要建造物の管理をするために、第三者かその持ち主か、そこはちよつと状況によるんですけども、管理をする場合はこういう管理をしましょうとか、その樹木の種類ごとにもいろいろあると思うんですね。管理の仕方があると思いますけれども、その一個・一個についての管理協定を結ばなければならないと思っております。

そういう中で、この管理協定の中身について条例でどうの・このの、規則でどうの・こののというのがちよつとまだ整備してませんけれども、今後これを進めていく上で、そういう規則通りです。管理協定の中身についてもやっつけていかなければならないと思えますし、この景観法の中にも管理協定の条文がありますので、これに添っていろいろ作っていききたいと思っております。

一応、町の財産として樹木とか建造物とか指定していくわけですから、その費用としては町の方が管理協定を結んだ相手にですね、管理委託契約とかを結んで払うような形になると思えます。

**議長（横山弘藏）** 立石議員

**八番（立石隆教）** 確認をしておきます。

普通、これ管理協定というふうないうと、持ち主に対してというふうな考えられるわけですが、先ほどの答弁の中に「第三者に対して」ということをおっしゃってました。その第三者というのは、この基本計画の中にある「景観整備機構等が行えます。」と書いてますので、景観整備機構のことを言ってるというふうな考えられます。であれば、具体的に景観計画整備機構とはどういう方々を指すのかと、所謂、「第三者が」という先ほどの説明ですが、第三者というのはどういうこと



れのケースが違うので、それぞれ違った形で結ばれるということもおっしゃってましたけれども、その場合ですね、全然違って、お金の出し方って言いますか、必要経費についての基準が全然みんなバラバラだったっていう話になると困るわけですから、その辺のところというのは後々、規則の方に謳っていくっていう考えでしょうか、確認をしておきます。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（升水裕司）** お答えいたします。

景観重要建造物と景観重要樹木に例えば指定して、それを運用していく中で、その樹木によって管理の仕方が違うし、ですから一個・一個についての管理が多分変わってくるんだらうというふうに思っておりますが、作業の種類ごとには下刈りとか、建造物の壁の補修とか、いろいろ出てくると思うんですけども、そういう基準をですね、ある程度統一したような基準で、規則に載せるか、『運用指針』というふうな指針で載せるのか、そういうところを検討していきたいというふうに思っております。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

立石議員

**八番（立石隆教）** 賛成の立場から討論をいたします。

本条例案の中身について、ただいま審議をいたしました。小値賀町の持っている『宝』というものを見直すという意味においては大変重要な条例であるというふうな思っております。

少し振り返ってみますと、赤浜の整備計画が出たときに、あの景観がですね、非常に失われるということ、議会においては大変努力をして最小限に食い止めた事実を思い出します。

あのときに、こういう条例があったら、あそこまで苦労しなかったであろうなあということ、振り返りながら、小値賀町が今後小値賀町が持っている宝として、私たちが気づかないところも、こういうことで再認識をしながら、それを認識をして、



それを将来に対して継続をしていこうと、伝承していこう、渡していこうと、バトンタッチしていこうという考え方を、我々が示すということは大変素晴らしいことだというふうに思います。

よって、私は、この景観条例案に賛成をいたします。

**議長（横山弘藏）** ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六〇号、小値賀町景観条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第六〇号、小値賀町景観条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第七、議案第六一号、公有水面埋立免許出願についてを議題とします。**

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

**建設課長（升水裕司）** 議案第六一号、公有水面埋立免許出願についてご説明いたします。

小値賀漁港は、平成十四年度から平成二十三年度までの特定漁港漁場整備長期計画により、整備を行っているところです。漁業従事者の高齢化に伴い、漁船の乗り降りや漁具の積み降ろしは、潮位差の影響を受け重労働かつ危険な状態であり、本年度より農協前から消防署にかけての係留場所において、潮位差を考慮した浮体式係船岸八十メートルを整備し、就労環境の改善を図るもので、構造上現在の岸壁に前出しして設置することになります。計画している水域が台風時の避難場所となっているため、極力、泊地を狭めないよう矢板による既設護岸の基礎を保護した上で施工する計画となっておりますが、どうしても公有水面の埋立てが発生いたします。

これにより、長崎県より町長に対し意見諮問がありましたので、公有水面埋立法第三条第四項の規定により、ご提案申し上げます。

なお、漁業権一部喪失の件につきましては、平成二十一年六月二十七日の漁協総会において承認をいただいております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

加山 議員

**二番（加山雅徳）** この平面図ですが、こっちの丸田屋の前の方までどうせやるんなら、漁港自体が少しは狭くなるでしょうけど、道も広くなるし脇の方も出来ないんですかね？

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（升水裕司）** お答えいたします。

この整備計画の図面ですけれども、全体計画は、消防署の前に付帯式を今、絵を書いていますけれども、対岸の松山電機の前もこういうふうな出すような形の整備計画になっております。

ただ、ここが台風時の泊地として多くの船が入ってるものですから、この泊地を狭めるということで非常に漁業者も心配しております。そういう中で、ひとまずは消防署の前の所を一旦造って、船の係留関係をですね、どのくらいの船が入るかというふうな様子を見ながら次の計画をやっていくということに今なっておりますので、ひとまずこの八十メートルを施工しようというふうに考えております。

それと今ご質問の、丸田屋の前の方の棧橋をというお話でしたけれども、風向きとかですね、そういうところで船の着ける方向が大体決まっております。縦着けの方になりますけれども。この丸田屋の方の前に着けるのは、どうしてもやはり泊地を狭めるということで、それはちよっと難しいかと思えます。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六一号、公有水面埋立免許出願についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第六一号、公有水面埋立免許出願については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	四十六分	—
—	再開	午前	十時	五十六分	—

**議長(横山弘藏)** 再開します。

**日程第八、議案第六二号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算(第四号)を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

**財政課長(西村久之)** 議案第六二号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算(第四号)について説明いたします。

今回の補正予算は、政権交代により凍結された「子育て応援特別手当交付金」関係の予算の減額、離島開発総合センター耐震化工事に伴う予算の計上、国保診療所特別会計等への繰出金の計上、特別交付税の一部計上が主なものでございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二億三千七百七十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ三十一億五千八百七十万円とするものでございます。

第二条は、第二表「地方債補正」に示しますとおり、「野崎島自然学塾村施設整備工事」に伴う追加計上及び「長崎県新世紀水産業育成事業補助金」「臨時財政対策債」の借入限度額の変更でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、九款・地方交付税、一項・地方交付税、一目・地方交付税は、特別交付税を四千万円増額し、地方交付税の総額を十六億三千四百二十二万三千円としております。

十二款・使用料及び手数料、二項・手数料、三目・農林水産業手数料を五十万円増額し、手数料の総額を一千百十八万二千円としております。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・民生費国庫負担金を五百四十八万一千円増額し、国庫負担金の総額を四千四百五万一千円としております。同じく二項・国庫補助金、一目・民生費国庫補助金百三十五万円の減額は、政権交代により予算が凍結されたものでございます。同じく二目・衛生費国庫補助金七万二千円増額、同じく六目・教育費国庫補助金一千六十一万円増額、同じく七目・総務費国庫補助金八千五百五十万円の増額は、離島開発総合センター耐震化工事に係る交付金でございまして、国庫補助金の総額を三億四千八百八十三万九千円としております。

十四款・県支出金、一項・県負担金、二目・民生費県負担金を二百九十二万五千円増額し、県負担金の総額を五千二十万八千円としております。同じく二項・県補助金、一目・総務費県補助金九千五百万円の増額は、離島開発総合センター耐震化工事に係る県補助金でございます。同じく二目・民生費県補助金六十九万三千円増額、同じく三目・衛生費県補助金七十四万三千円増額、同じく五目・商工費県補助金三十四万二千円増額、同じく七目・消防費県補助金五百四十三万三千円増額、同じく八目・教育費県補助金を二十八万増額し、県補助金の総額を二億四千四百四十九万九千円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、十六目・百年計画学校建設基金繰入金を九百八十八万八千円減額し、基金繰入金の総額を五千九百四十九万八千円としております。

十九款・諸収入、四項・雑入、五目・雑入を四十九万三千円増額し、雑入の総額を一億五千三百二十二万二千円としております。

二十款・町債、一項・町債、一目・総務債四百二十八万六千円増額、同じく四目・農林水産業債四百八十万円減額、同じ

く五目・商工債を百三十万円増額し、町債の総額を二億六千五百三十八万六千円としております。

歳出では、二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費五万一千円増額、同じく五目・財産管理費七百八十六万四千円増額、同じく六目・企画費八万円減額、同じく十二目・定額給付金給付事業費を三十八万五千円増額し、総務管理費の総額を五億六百五十万九千円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費三十三万五千円増額、同じく三目・老人福祉費十万円増額、同じく四目・身体障害者福祉費一千五十四万四千円の増額は、障害者自立支援給付事業一千五十万円が主なものでございまして、社会福祉費の総額を二億八千九百七十七万二千円としております。同じく二項・児童福祉費、一目・児童福祉総務費二百一十一万円増額、同じく三目・児童福祉施設費四十七万六千円増額、同じく四目・子育て応援特別手当支給事業費百三十四万九千円の減額は、政権交代により凍結されたものでございまして、児童福祉費の総額を四千五百九十九万一千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費一千六百九十七万二千円の増額は、国保診療所特別会計繰出金一千五百万円が主なものでございます。同じく二目・予防費六百四十八万二千円の増額は、新型インフルエンザ予防接種に係る経費が主なものでございます。同じく三目・環境衛生費六十万一千円減額、同じく四目・健康増進費を七万二千円増額し、保健衛生費の総額を一億三千五百六十二万五千円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費四十万円増額、同じく二目・し尿処理費を五十六万九千円増額し、清掃費の総額を八千六百五十五千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、四目・畜産業費三十万三千円増額、同じく五目・農地費を六十八万五千円増額し、農業費の総額を二億一千六百二万六千円としております。同じく三項・水産業費、二目・水産業振興費は、財源調整でございします。

六款・商工費、一項・商工費、三目・観光費三十四万二千円増額、同じく四目・じげもん振興費を六十五万二千円増額し、商工費の総額を二億八千九百七十三万一千円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費を二十一万四千円増額し、土木管理費の総額を九千六百五十九万七千円としております。同じく三項・住宅費、一目・住宅管理費二十一万五千円減額、同じく二目・住宅建設費を一万一千円増額し、住宅費の総額を四千七百八十九万九千円としております。

八款・消防費、一項・消防費、一目・非常備消防費十八万二千元増額、同じく二目・消防施設費を二十七万円増額し、防費の総額を二億七千二百五十七万八千円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、一目・教育委員会費十三万四千円増額、同じく二目・事務局費を二十万六千円増額し、教育総務費の総額を三千四百三万円としております。同じく二項・小値賀小学校費、三目・学校建設費は、財源調整でございませぬ。同じく七項・社会教育費、三目・総合センター費一億九千十萬円の増額は、離島開発総合センター耐震化工事に係る経費でございませぬ。同じく四目・歴史民俗資料館費二十万円減額、同じく七目・世界文化遺産登録推進事業費を百四十一万七千円増額し、社会教育費の総額を二億六千三百二十四万八千円としております。

十一款・公債費、一項・公債費、二目・利子を六十三万二千元減額し、公債費の総額を四億五千二百六十六万九千円としております。

以上、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算(第四号)について説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長(横山弘藏)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第九款・地方交付税

松永議員

**九番(松永勇治)** 普通交付税は雇用創出につながる実施を図り、今年度創設された地域雇用創設推進費に伴いまして、前年度比九千六百七十八万三千元、六%の増で、十七億五百五十九万九千円のうち、現計計上額が十五億九千四百二十三万三千元で、未計上額の積み残しが一億円ほどあると思ひます。

今回、特別交付税を四千万円計上した、これは悪いとは言ひませぬけれどもね、その理由と、及び特別交付税は算定の対象となります事項が多岐にわたっておりますが、特別な特殊事情、特定項目があつたのかどうか。

それと、三月にならないと特別交付税の確定額は判りませんが、財政課長がどれほど見込んでおられるのかお尋ねします。

**議長(横山弘藏)** 財政課長

**財政課長(西村久之)** お答えします。

特別交付税につきましては、皆様も先日の『長崎新聞』等でご承知だと思えますけれども、昨日です、十二月の交付額が決定しております。七千五百七十八千円、十二月に交付されるように決定が着きました。これによりますと、今年度末でどれぐらいくるのかと、当初の予測では大体最低でも九千万ぐらいくるのじゃないかなというふうに予想しておりましたけれども、今回、七千五百万交付が着ておりますので、ひよつとしたら一億程度になるのではないかなというふうに予測しております。

特別事情と言いましても、今年度に限り特別なことがあったわけじゃございませんで、他の市町村が合併に対する特別交付税の措置があつておりますけれども、それが大幅に減額になり、こちらの方にその分が回ってきたのじゃないかなというふうに予測しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） もう一つ…。

まだ一億ほど普通交付税が残っていると思うんですが、普通交付税を補正せずに、今回なぜ特別交付税を四千万円、これ間違いではありませんけれども、どっちを上げててもかまいませんけど、特別交付税を選んだ理由、補正計上ですね…。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 普通交付税につきましては、既に全額補正で上げておりますので、今年度決定額が十五億九千四百二十二万三千円でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 私はですね、『長崎新聞』の普通交付税交付額つちゆうことで見たとところが、十七億五百五十万九千円が何か決定されているようです、二〇〇九年度ですね。それによってちよつと私はお尋ねしたわけですが…。

今現在組まれとる十五億九千四百二十二万三千円が普通交付税ですか？全額ですか？

これ、見ましたか？この新聞…。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	—	—	—	—
再開	休憩	午前	午前	—
		十一時	十一時	—
		十二分	九分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

財政課長

財政課長（西村久之） 今、普通交付税につきましては確認をさせておりますので、後ほど答弁したいと思います。

議長（横山弘藏） 地方交付税、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・使用料及び手数料

宮崎議員

一番（宮崎良保） 使用料・手数料について伺いをします。

これは家畜の診療手数料ということで五十万補正が上がっておりますけれども、この家畜の手数料はですね、嘱託診療費、嘱託獣医費等が農業共済組合から、それ以外に予防接種等何かつちゅうのが増額したのか、その内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

歳出のところでおっしゃると説明したいと思うんですけども、十二頁、五款、一項の畜産業費のところ、医薬材料費二十万三千円を組んでおります。ちよつと診療等でですね、薬剤等が見込んでいたよりも多くかかっております、今年度は…です。ここで治療をしますので、その分に対する治療費ということで五十万円を組んだということです。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） これ、薬剤つちゅうのは予防接種とはまったく関係なかってすたいね？ただ単に家畜の診療の薬剤費として考えてもいいんですよね。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 薬剤費として見込んでおりますのは、子牛出血性腸炎の薬剤、血液検査試薬、それと岩坪牛舎火災のときの治療ということで、見込んでいたよりもそういう部分で増えたということで組んでおります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 先ほど財政課長が答弁を保留しておりましたので、それを答弁させたいと思います。



財政課長

財政課長（西村久之） 算定会議等を行いまして交付決定が着ております。

間違いなく、十五億九千四百二十二万三千元でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） それはもう執行部の方でそれを把握しとることでございますので…。

私です、『長崎新聞』の七月二十九日の分を見て市町村分は六・二%増ということで、『伸び率全国平均』というように書いてありましたので、これを信用してはじめてみたわけです。

私の間違いです。どうも申し訳ございませんでした。

議長（横山弘藏） 第十三款・国庫支出金

浦 議員

五番（浦 英明） 七目ですね、総務費国庫補助金の八千五百五十万、離島センター分ですね。

この分が当初、事業計画ではですね、事業費が三億円の場合は国庫補助が一億五千万、それで公共投資臨時交付金が一億三千万、一般財源が一億五千万というふうな説明があったんですけど、ここでこの公共投資臨時交付金だけを計上しておりますけども、この国庫補助金がどうなったのか、そこをお尋ねします。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

全協の説明のときに、三億円という話を訂正しまして二億円で説明したと思えます。

そして、公共投資の臨時交付金につきましては、補助残の九〇%ということで計上すると。そして国の補助につきまして国庫補助ということで説明しましたけど、県補助というところの欄で計上させていた দিয়েおります。

八頁の県補助金、離島体験滞在交流促進事業補助金というのが、離島開発総合センターの補助金でございます。耐震化工事ですね…。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十四款・県支出金

松永議員

九番（松永勇治） 八頁です。二項・県補助金で、三目・衛生費県補助金、一節・保健衛生費補助金です。ね、離島医師確保補助金が今回百五十万円減額されてゼロになつとるわけですね。その減額の理由をお願いします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

この離島医師確保補助金につきましては、一般会計で受け入れまして一般会計の方から診療所特会の方でまた受け入れているわけでございますけど、この離島医師確保補助金の要件といたしまして、前年度一般会計からの繰り入れを行っていること、また常勤医師がいること等が条件となっております。常勤医師につきましては、県の離島へき地医療センターからの派遣医師の分が対象外になっております。

一般会計の繰り入れの要件といたしましては、繰入総額から交付税相当額とか国・県補助金、それから県の離島へき地医療センターからの常勤医師の給与等を差し引いた残りが三百六十万円以上でなければ該当しないということで、今年度は補助金の対象から外れたというところでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十七款・繰入金

浦 議員

五番（浦 英明） 百年計画学校建設基金繰入金を減額しております。九百八十八万八千円ですね。大島の耐震工事でこの分がまた補助できておりますので、その分が付いたのでここを減額したのかどうか、そこを尋ねます。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

県補助金の算出の対象が、実工事費につきまして二分の一ということと算出方法が変わりましたので、基金の繰り入れが減額されております。その分ですね…。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうするとですね、近いうちに学校建設ということでございますので、ちょっと確認しておきますけども、今、二十年度末現在高で二千五百七十一万九千円、今度は繰り入れが五百三十七万五千円になりますね。

そうすると、百年計画学校建設の基金は今現在、幾らになりますか？これを戻した額で…。この九百八十万八千円を戻していかほどになりますか？

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 今回の補正で積立てがなされまして、今年度の見込みというか、基金残がですね、一億六千二百二十四万二千六十一円になると思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

五番（浦 英明） 今の件で再度お尋ねをします。

浦 議員

歳出の方ですね、財産管理費で七百八十六万四千円、これは積立てしているわけなんですけども、合計しますと大体当初予算の一千五百十八万三千円、これに相当するわけですけども、これは別々に積立ると減額としておりますけども、この一千五百十八万三千円をここで一括して減額するというふうなことは、これは出来ないわけですかね？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

大島の学校の耐震化工事に伴いましてそれに基金を充てております。その充てた残額が五百三十七万五千円ですので、それは学校建設基金を充てたということで、その財源を歳入に一回持つていくわけですね、その分はもう今年は繰り戻ししませんので、その他に学校建設資金として積み立てる分は歳出で出すというふうなことです。

はい、考えが別ということですね。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十九款・諸 収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二十款・町 債

五番（浦 英明） 四目の農林水産業債で、新世紀水産育成事業四百八十万の減額です。これは財政課長が説明のとおり、

浦 議員

財源の組み替えでありましたけども、『はやて』のエンジンの機関換装だろうと思うんですけども、これはまだ今現在、工事をしないように思うんですけども、どのようにこれはなってるんでしょうかね。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

この起債つきましては、事前に予算計上で起債を付けてもらえないかということで申請を上げておりましたけども、過疎債には該当しないと、その他に付ける起債がありませんので、今回落とさせていただきました。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） その過疎債の件については、さっき言ったように財源の組み替えということで、それは私も承知しております。歳出の方で質問すればよかったかとは思いますが、この事業がまだ行われていないので、これ、どういふふうにならっているのか、例えば今年度事業で間に合うのか、そこら辺りをお尋ねしておるわけです。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

『はやて』の機関換装については県の補助金が付いておりますので、その部分で今工事着工等をですね、漁協の方で進めております。起債が付きませんので、町の負担分については一般財源で処理をさせていただくということになります。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 内示と言いますか、内示がいつ着たのか。そして今からその事業をするようになったのは、ちょっと遅れ加減だと思っておりますけども、そこら辺りを聞いておるわけなんですけどね。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） すみません。

その内示等々についてはですね、今、資料を持ち合わせておりませんが、既にもう内示が着ておりまして、漁協の方で入札、そういった準備をしておりますので、今年度中に事業は完成する予定になってます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 臨時財政対策債というのがありますが、この分については私もよく勉強してないので解らないわけ

なんですけども…。こういうふうなことを言っただけすみませんけども…。

それで、この分についてはですね、当初予算が一億と七百万円上がっております。これは藤松家のレストランと古民家、この分が合わせて当初予算一億と七百万円となっております。

今回、四百二十八万六千円増額しておりますけども、この内容についてお尋ねをいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） この臨時財政対策債と申しますのは、地方交付税を算定するときに、その一部を臨時財政対策債として地方が独自で地方の責任において借る起債でございますので、これは事業があるからというふうに借りるような起債ではございませんで、これは地方交付税の算定の中で「これだけ借れますよ。」ということ、今回、全額を借るようにしたということでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第二款・総務費

松永議員

九番（松永勇治） 十二目の定額給付金給付事業については、平成二十年度に国の委託を受けて給付金・事務費合わせて五千三百八十二万二千円を計上されております。内、二千九百二十七万七千円を二十年度で支出し、残り二千四百五十五万二千円は本年度の繰り越しとして執行されております。今回、二十三節で、償還金、利子及び割引料三十八万五千円の給付金を上げられておりますけれども、これを給付金と事務費に区分して、その内容をお尋ねします。

それと、二年間の実績、世帯数、受給者数をお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 事務費につきましては二十八万一千円、事業費につきましては十万四千円の償還額でございます。

それで、世帯数につきましては千三百六十二世帯が最初の数字でしたが、支給したのは千三百五十七世帯でございます。

それと、人口につきましては最初、三千七十三人が該当しておりましたが、支給したのは三千六十七名でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・民生費

松永議員

九番(松永勇治) 十一頁。二項の児童福祉費です。一目・児童福祉総務費、十五節・工事請負費百万、今回、その二として西町公園整備工事として計上されておりますけれども、二十年度に繰越事業として三百万、確か計上されていたと思いますが、決算ですね…。今回、百万円は本年度の事業でしょうけど、合わせて四百万の工事請負費になるのかどうか。確認です。

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(中川一也) お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、二十年度事業に不足が生じたもので、二十一年度に別工事という形で追加分を計上させていただきます。

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

六番(岩坪義光) 一項の社会福祉費、四目の身体障害者福祉費の、扶助費ですね、障害者自立支援給付事業。

当初予算では六千六百八十万円ばかりこの障害者自立支援給付事業には付いておりましたけれども、今度一千五十万付いておるわけですが、これの説明をお願いいたします。

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(中川一也) お答えいたします。

補正の要件はいくつかあるんですけども、主なものを申しますと、知的更正施設入居者の二名増が一番大きくて、その他に四月からの施設の報酬改定三%アップ、それから利用者負担額試算要件の撤廃、そういった要件が絡んで増額になっております。

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番(立石隆教) 二項、一目ですけども、十八節の備品購入費五十八万出ております。

これはどこに所属するものですかね？

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

これは、保育所入所前の子どもたちが主に使えるようにということにしておりますが、会場が保育所の空き教室を利用してやっておりますので、品物自体は保育所に保管する予定にしております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） おもちゃ絵本等というのもありますけども、絵本等は図書館の方にかなり古くなっているのもありますし、それを新しくいっつもしていくもんですから、なかなか全部を出せないから後ろの書架の方にストックしている絵本もあります。

そういう意味においては、それらをですね、そちらの方に回して使えるということもあり得るのではないかと思うんですが、その辺は教育委員会とは調整しておりますか？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

教育委員会との調整につきましては、行っておりません。

ただ、今回の事業は国の臨時基金事業で、百パーセント補助事業ですので、それと併せて講師を呼んでの講演会で、いろんな本を紹介していただいております関係で、その先生のご紹介した、いい本を選別して保育所に保管するという格好で、当然、保育所の子どもさんもそれを十分に見られるという状況にはしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・衛生費

松永議員

九番（松永勇治） 一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費、十三節・委託料です。妊婦健康診査委託料は平成二十年度実績で五十四万三千円です。本年度は今回補正額を入れますと、約二倍まではなりませんけど九十六万となっておりますが、大変妊婦さんが増えるということは喜ばしいことでございますけど、内容をお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

妊婦検診につきましては、従来、国の補助制度が一回の出産に当たり、年間に五回までの検診というふうになっておりましたものが、現在は年間に十四回無料ということになっておりまして、それによる増額でございまして、残念ながら人的にはさほど変わっていない状況です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 十二頁の委託料ですけど、新型インフルエンザの予防接種委託料、これは何名ぐらい？

そして、どこに委託したのか。委託先はおそらく診療所と思うんですけども、診療所のどの部分、診療報酬に入っているのかどうかお伺いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

議員のおっしゃるように、この委託先は診療所でございます。ワクチンの入荷状況によってどれだけ打てるかというのがまだ見通しがはっきりはつかないんですけれども、一応優先接種者相当の人数で、トータル千七百名を見込んでおります。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 今の委託料につきましては、診療所の特会の方で、診療収入、外来収入の、その他診療収入の方で受け入れるようにしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

六番（岩坪義光） 二項の清掃費、一目・塵芥処理費の、十三節・委託料。これは補正一号でも四十万上がっておったんですけども、今回また四十万上がってるこの理由を説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

前回の補正につきましては、社会保険等の関係で補正させていただいたんですが、今回の件につきましては、主にダンボール等の古紙の処理がかなり増えているという状況の分と、し尿処理場周辺の伐採、樹木がかなり建造以来、扱ってなくて生い茂って、その伐採をしなければいけないようになったと。特に笛吹浄化槽との連絡通路等が通れないほど生い茂ってしまったというような状況もありまして、その辺の伐採をさせていただいた分も合わせまして不足を生じる恐れが出ましたので、補



正をさせていただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

土川 議員

三番（土川重佳） 清掃費の二目・し尿処理費の、十九節、バキューム車購入五十六万九千円とありますけども、これは新車じゃないと思うんですけど、中古車なのか、トン数もし分かればお聞きいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

おっしゃるようの中古でございまして、二トン車でございます。平成五年に購入した、し尿収集車四トン車が、非常にタックが老朽化しておりまして、タンクを交換しなければいけないということで、相当な多額な経費がかかると…。

下水道が普及したために、汲み取りが単発的で非常に少ないのと、笛吹の街の狭い所を入るということで、二トン車が非常に効率がよいということになりましたので、その二分の一を補助するものでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・農林水産業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・商 工 費

伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 四目の、じげもん振興費の中の賃金と、それから補助金の内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

まず、賃金ですけれども、じげもん班の職員の病気による長期休暇による補正でして、一月から三月までの臨時雇いをしたいというふうに考えております。

それと、補助金の内容ですけれども、じげもんの販路開拓推進事業としまして、じげもん振興協議会による活動に補助をしたいというふうに考えております。

では、その活動というのは何かと言いますと、福岡県内に本部があります食品会社で物産展を行いたいというふうに考え

ております。その事業を、品物の仕入れや人件費・旅費・会場使用料等合わせて百万円程度と見込んでおりますけれども、そのうち品物については、向こうで売ればその分返ってくるということで、品物を引いた分の補助をしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 福岡での物産展の出品の中で百万見込んで、そしてその中の品物が売ればということですけども、まだ先のこととでどれだけ売れるか判りませんが、大体おおよその販売高つちゅうのは判って今回の補助額の三十四万を計上しているんですけども、物産につきましては、いろいろ産業祭りとか、それから郷土料理のいろんな物産で、小値賀特有の品物が出来てますけども、大まかで結構ですので、大体何品ぐらいを予想してますか？

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 今回の物産展は、出来ればイベント形式ではなくて、本格的な販売形式で行いたいというふうに考えております。ゆくゆくはその売れ行きがよかったですね、支店もたくさんあるというふうに聞いておりますので、そこら辺への販路拡大が、こちらから出向かなくてもですね、出来るようになればなあというふうに考えております。

そして内訳ですけれども、物産の仕入れを六十六万円程度考えておりました、仮にそれが売れ残つてもですね、その分を持って帰ってくれば赤字にはならないというふうに考えて、差し引いた分の補助をしたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・土 木 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・消 防 費

四番（小辻隆治郎） 消防団員の報酬が十八万二千円計上されておりますけども、この理由についてお伺いします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） お答えします。

小辻 議員

十八万二千円の増額の理由としまして、消防団員が年度途中で六名の増加のためでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 私も消防に入った経験がありませんので少し頓珍漢な質問にはなるかとは思いますが、今度操法大会はやる予定ですか？これは報酬の関係で聞きます。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 私の方から答弁させていただきます。

順番でいきますと第八分団ということでございましたが、八分団の方がですね、平均年齢と言いますか、若手がなかなかいないということで、辞退をされております。

そういう中で、一応ですね、十二月の消防団の分団長会議で、「どうしようか。」というふうにならざるを得ない状況でございますが、三月までのうちにですね、佐々と小値賀の団長・副団長等がですね、もちろん担当者ですが、どうするのかというような格好で今後話し合おうと。それでもし、出れない場合には小値賀の方で全分団、今、現地訓練を年に一回やっておりますが、新たにですね、全分団員のレベルアップをするために全分団で一日か二日かですね、やった方がレベルアップになるんじゃないかということで、まだ結論は出ておりません。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） まあ話は解りました。

ところでですね、報酬の問題になりますけども、一応消防団長とか副団長は操法関係、或いは内部の訓練の関係でも大変責任を負って、それなりの公的な活動が多いと聞きます。

更にですね、これは個人的な問題になるかも知れませんが、冠婚葬祭とか、それなりの立場でいろいろ出費が多いと聞きますけども、現在の団長と、そして副団長の報酬についてはアップの方向で考えてはどうかと思えますけども、町長はどうご判断をしますか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 消防団ばかりではないんですが、私たちは見直しをしたつもりではございますが、再度ですね、そういういろいろの分野等があるようでございますので、その報酬等についてはですね、今後検討をしなければいけないというふ

うには思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・教育費

宮崎議員

一番（宮崎良保） お伺いします。

十九節の負担金、補助及び交付金なんですけども、学校建設検討委員旅費補助として七万円上がっておりますけども、この内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 検討委員会におきまして、優良な事例を視察しようということで、一応PTA会長さん、学校の校長先生、またうちの町の職員というふうに検討委員がおるわけなんですけど、一泊二日で近くの優良事例をとということ、視察を検討しております。それで、一泊分が一万四千円程度かかります。その分を五名分計上しております。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） この旅費についてはですね、この教育委員会だけではなくて他のところもあると思うんですけども、やはり一般の町民の方を出向させるわけですよね。で、仕事を止めさせて出張させるわけなんですけども、今の規定では、旅費の規定は「職員の出張旅費に準じる。」っちなつちよですよね。あんまり安く、ちよつとそれじゃあ、どうなのかなあということ、今後、その辺の検討の余地はないのか、お答え願えればお願いします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

―― 休憩 午前 十一時 五十四分 ―

―― 再開 午前 十一時 五十五分 ―

議長（横山弘藏） 再開します。

町長

町長（山田憲道） この問題等についてもですね、先ほどの小辻議員のあれと一緒になんですけど、一応宿泊は我慢できるという中でも、日当がちよつと厳しいということは前から言われておりますので、この件についてもですね、やはり検討をするような格好でしてみたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） 教育費、ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

六番（岩坪義光） 七項の社会教育費の、七目、八節・報償費七十万、文化的景観町並調査謝礼とありますけれども、これ調査は専門的な人にさせるのか。また、この七十万うちゅう報償費の査定はどういうふうにしたんでしょうか。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

世界遺産登録に向けまして重要文化的景観の調査を専門委員に任せております。その中で追加の調査が出ました。というのも、集落内の構造の辺りで建物の部分がちよつと調査が足りないということで指導を受けまして、専門委員の調査に対しまして謝礼を差し上げるといふことで、旅費と謝礼を計上しております。

その中で、専門委員が二人いまして十日、そして一名を助手といふことで、それも十日、助手については一日一万円、専門委員については一日二万円という計算をしまして、七十万という形で計上させていただいております。

議長（横山弘藏） 岩坪議員

六番（岩坪義光） もう一度確認します。

今、この調査の中で「旅費」と、何か言いましたけども、これは小値賀の街並みを調査するためのあれじゃなかったですか？その旅費まで入れてるわけですか？

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

専門委員は町外の人をお願いしております。その中で今回調査に当たる方が福岡の方なものですから、福岡から小値賀に来る旅費を計上しなければいけませんので、その分を四十万計上しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦議員

五番（浦 英明） 離島開発総合センターの耐震化工事が一億九千万円工事請負費で出ております。この分については、今年内に出来るのか。当初の計画では繰り越しになるのではなからうかというように言うておりました。

それともう一つ、これの着工及び完成の予定が判れば、そこも併せてお願いします。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

総合センターの耐震化につきましては、七月の臨時議会の折りに一千万の耐震調査費ということで計上いたしました。その後、政権交代ということで交付金がどうなるのかと、先行きが不透明なこともありまして執行を停止しております。そのため、耐震調査が進んでないために実工事費が算出できない状態でありまして、一応耐震調査が終わった後に、この離島開発総合センターの工事を着手したいと考えております。この耐震調査がどのくらいになるかは、ちよつと今のところ未定です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 私はその耐震の診断が終わってその結果ですというの聞いておりましたので、だから、その結果が一応判ったので、ここに工事請負費として計上したのかなあと、こういうふうを考えておるわけなんです。

それが今言ったように、まだ耐震の判断を待っているというのなら、それでも結構なんですけども、私が質問しました、完成予定日と着工予定日、それは判りませんか？

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） なるべく早く完成を目指したいんですけど、一応耐震調査が進まない中で工事着手ができませんので、一応『繰り越し』という形で説明させていただきますし、二十二年度中には工事が完成するものと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石 議員

八番（立石隆教） ただいまの問題に関連をしてお伺いします。

じゃあ、耐震調査はいつ行う予定ですか？いつまでに…。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 耐震調査につきましてはこれから実施するわけですので、これもまた耐震の、調査は簡単に終わりますけど、それに対する建設専門の評価がいります、認定がですね、耐震に係る…、その判定に長期間を要しますので、多分五・六月頃までかかるんじゃないかなあと推測はしております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 今の時点で、来年の五月か六月ぐらいということがほぼ見えてるのであれば、なぜここで工事費を補正

しなければいけないのか？それについてしっかり説明して下さい。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

この事業が補助事業と公共投資ということで交付金を充てております。そのために、どうしても繰越事務をしなければいけませんので、その財源を繰り越すために今議会で上げとった方が有効だろうと、もう繰越事務を進めるに当たりましてです。すね……。ということ、一応概略であるけど、この工事費を計上したということです。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） ということはですよ、来年度になってこの補助事業を申請しても補助が付かないかも知れないという恐れがあるので、今のうちに付けたいという考え方なんですか？確認をしておきます。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えします。

この事業は補助金の決定をいたしております。それで、補助金をいただいておりますので、それを年度内に執行するということ、理論上必要なわけなんですけど、でも、これはもう到底工事が出来ないということ、繰り越しということで、申請をするようにしております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） その繰り越しは、そういう五月・六月っていう話になると、工事はもうそれより先ですから、そんな話なら八月・九月ぐらいの、まあ、ざあっと考えればそういう以降だと考えたときにですよ、そこまで繰り越しを認めてもらえる可能性は十分にあるんですか？そして、そういう内示はもう受けてるんですか？OKだということ…。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） この事業の取り組みにつきまして県とも協議をして進めております。その中で、県の方もその国からの事業につきましては、丸々繰り越しという形で進めるということの同意は得ております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） しっかりとしたその辺の根回しが出来ていけば結構なことなんですけど、我々は、つい最近、似たよう

な経験をいたしましたして、確か産業振興課だったと思いますが…。繰り越しが出来ると思ってたやっつたら、「繰り越しはならん。」と言われてですね、まあ大変な思いをして、そして「四月までにやりますから…。」というようなことですね、一所懸命それを処理したということがあります。

ですから、私はちよつとこれも同じ結果になりはしないかという心配をしたわけではありますが、再度確認をしておきます。そういうふうなことにはなりませんね？

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 十分、県とも協議を重ねておりますので、そういうことにはなりません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 今のことに関連ですが、今から耐震調査をするという話でしたね。そうするとですよ、耐震調査つちゅうのはその結果が判らんと、国も県もですね、この国庫補助金八千五百五十四万、県補助金九千五百五十万、合わせて一億八千五十万となつとるわけですね、耐震工事に関わる国・県の補助が…。

そうした場合、耐震調査の結果が判らずにこれ本当に内示を受けてるんですか？確認します。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休憩 午後 零時 六分 —

— 再開 午後 零時 二十分 —

教育次長

議長（横山弘藏） 再開します。

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

この事業につきまして補助事業等の採択を受けて、この工事費が上がっておりますので、いろいろあるかと思ひますけど、その実工事費というのが出ませんけど、補助申請の工事費で一応計上させていただきたいと思ひます。

議長（横山弘藏） 教育費、ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 「補助事業の事業費で、「つちゅうのは要らないですね、「事業費は判りません。」とか何とかは言わんごとせんば…。取り消して下さい。」

議長（横山弘藏） 教育次長



教育次長（尾崎孝三） 耐震工事費の一億九千万円を計上させていただきます。

議長（横山弘藏） 教育費、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十一款・公 債 費

松永議員

九番（松永勇治） 一目、二十三節・償還金、利子及び割引料、長期償還利子六十三万二千元の減額理由についてお尋ねします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） これは、議員さんもよくご存知だと思いますけども、起債の借入れと申請の時期がずれますので、その関係で、例えば、利子が一・五％付くときには一・六％ぐらいの、少し上乗せて計算をしておりますので、その差が出たということでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

立石議員

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

八番（立石隆教） ここんどこ私言うんですけども、利子の利率の問題で『五％』というのは今どきないからですね、この上限は「もう少し下げたらどうだ。」っていう話をするんですが、もちろん、この議会で修正案を出してもいいんですけど、まあいろんな事情もあるのかなあとというふうに思いますが、いまだにこういう情勢の中で五％、いわば申し上げると、四％以上になるような利子のを借りる可能性ってあるんですか？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） その議論はですね、前も松永議員さんからご指摘がありましたして、「こういうふうに検討してみたら如何か。」というふうな意見もございました。

けど、平成十九年度に金利の部分で緩和しまして、少し利率が上がるような風潮がありましたので、一旦一回下げた経緯があります。『四％』に下げたと思いますけども、今回、ひよつとしたらそれを上回るようなことがあるのではないかと、いふふうに予測して、そのときに『五％』にまた戻した経緯がありますので、それをまだ使っておりますけども、今の世界の経済状況から見ますと、なかなか五％になるのは無いのではないかなあというふうに思っておりますけども、これからの検討課題とさせていただきます。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六二号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第六二号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**議長（横山弘藏）** 起立全員です。

したがって、議案第六二号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

午後 零時 二十五分 散会